

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の豪雨により民地内で発生した土砂崩れに対し、復旧・安全対策を支援する制度の創設を求める決議

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の豪雨（以下「今回の災害」という。）による、本県の人家の裏山での土砂災害発生件数は、350件を超える状況となっている。

これに関して、現行制度上の急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び激甚災害指定による緊急事業（以下「現行の各制度」という。）の適用を受けた令和元年度2月補正予算案及び令和2年度当初予算案が可決されれば、通算計38か所での崩壊法面等への安全対策が実施されることにはなるものの、民地内で発生した土砂崩れの多くは、所有者による自力復旧が困難な状況にあることが伺えており、崩落したままの危険な状態が放置され続けることが予想される。

放置による崩落が進めば、先日神奈川県逗子市で発生した土砂崩れによる死亡事故のような事態が発生しかねない。

そして、また、近い将来において、昨年と同レベルの豪雨等の発生も考えられることから、県民の生命・身体への危険を有するこれらの放置状態を、できる限り速やかに解消するための支援策の構築が必要である。

そもそも、現行の各制度の下において、住戸数等の要件が求められるのは、個人の財産権への公費投入の妥当性と公益性のバランスを図るためとされるところ、今回の災害においては、復旧・復興に向けた強力な県民への後押しを行うために、本県は、個人の財産権への公費投入といえる被災者生活再建支援制度の適用に加えて、さらに屋根等の一部損壊への支援までも行うこととし、また、農業者や中小事業者の再建についても、他県での過去の大規模災害の例を超えた手厚い支援を実現すべく、県独自の上乘せ支援も行うこととしている。

そうであれば、平時の安全対策全般ではなく、少なくとも、実際に土砂災害が発生した場所に絞って、直結する該当土地所有者が講じる復旧・安全対策への支援を講じることは、今回の災害の復旧・復興支援メニューとのバランスからも必要である。

また、これから土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を進めていく中では、該当土地所有者が開発行為等の財産上の制約を受け一方で、現行の各制度による法面への安全対策の事業適用を受けられる保障がないことを鑑みれば、少なくとも土砂災害が発生した場合に備えた支援メニューを創設することは、この区域指定を円滑に進めていく上での後押しにもなる。

そこで、本議会は、この民地内で発生した土砂崩れに関する所管が複数部署にまたがっており、部局横断的に取り組む必要があることも踏まえて、下記の事項を踏まえた民地内で発生した土砂崩れに対する復旧・安全対策を支援する制度の創設を求める次第である。

記

- ① 今回の災害により民地内で発生した土砂崩れ（以下「本土砂崩れ」という。）を対象とすること。
- ② 本土砂崩れが、現行の各制度による崩壊法面への復旧・安全対策の事業採択を受けていないこと。
- ③ 県内では独自の支援制度を有している市町村があることを踏まえて、有する市町村へは、制度の利用促進を後押しするための補助金の支出を、有していない市町村へは、制度の創設を後押しする補助金の支出を図ること。
- ④ 本土砂崩れの土地所有者の意思により事業適用を選択できる方式を検討すること。
- ⑤ 補助限度額及び補助率は、今回の災害における他の復旧・復興支援メニューとのバランスを考慮すること。
- ⑥ 応急処置、崩壊法面への対策及び制度等についての助言や相談を受けることができる体制を構築すること。
- ⑦ 将来の発災に対応できるように、基金を活用するなど、今後も柔軟な利用を可能とする制度とすること。

以上、決議する。

発議案第16号

○議長（阿井伸也君） 日程第4、発議案第16号を議題といたします。

案文はお手元に配付してあります。

ただいま議題といたしました発議案について、提出者の趣旨説明を求めます。関政幸君。

（関 政幸君登壇、拍手）

○関 政幸君 自由民主党、千葉市緑区選出の関政幸です。発議案第16号令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の豪雨により民地内で発生した土砂崩れに対し、復旧・安全対策を支援する制度の創設を求める決議について、提出者を代表して説明を行います。

私たち、ちば自民党県議団は、台風15号の発災直後から災害対策本部を立ち上げ、本部長で幹事長である河上茂議員、政調会長である木下敬二議員を筆頭に県内各地の被害状況と支援ニーズの把握に努め、県選出の党国会議員団と連携しながら、国や県当局に支援要望を重ねるとともに、また、鈴木衛議員を座長とする災害対策プロジェクトチームにおいて、将来の災害への備えを視野に入れた調査、課題整理を行ってまいりました。これを受けて、本日午前には知事当局に対し、34項目89の取り組みを求める申し入れを行ったところであり、本発議案の内容は、さきの申し入れでも挙げられていますが、今回、本議会で議案として提出を行ったのは、県民の命にかわり、災害復旧に関連する支援策として、このタイミングでの決議を逃してはならないと考えたからであります。反対意向の議員がいると伺っておりますので、以下、少し丁寧に説明をさせていただきます。

さきの一連の台風や豪雨による本県における人家の裏山での土砂災害発生件数は350件を超えています。人への危険性の観点での被害状況はさまざまですが、これらの被害の一部については、現行制度上にある急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び激甚災害指定による緊急事業——以下、これらを単に現行の各制度といえます——の適用を受けて、崩壊したのり面などへの安全対策が実施される予定ではあるものの、他の民地内で発生した土砂崩れの多くは所有者による自力復旧が求められており、これが困難な状況にあることがうかがえることから、崩壊したままの危険な状態が放置され続けることが予想されます。本年においても、昨年同様の豪雨等の発生を否定することはできないことから、県民の生命、身体に危険が生じている状態の解消に向けた支援策の構築が必要であります。

ここで問題となるのは、限られた財源のもとでの個人の財産への公費投入と公益性のバランスや妥当性であります。現行の各制度で住戸数などの要件が求められている理由でもあります。この点、今回の災害対応では、復旧・復興に向けた強力な県民への後押しを行うために、本県は個人の財産への公費投入と言える被災者生活再建支援制度の適用に加えて、さらに屋根等の一部損壊への支援までも行うこととし、また、農業者や中小事業者の再建についても、他県での過去の大規模災害の例を超えた手厚い支援を実現すべく、県独自の土砂災害対策として、先ほど可決された本議案までの予算を合算すると564億円を超えるものとなります。そうであれば、平時の安全対策全般としてではなく、少なくとも実際に土砂災害が発生した場所に絞られ、これに直結する該当土地所有者等が講じる復旧・安全対策に対して、一連の復旧・復興の支援メニューとのバランスを配慮した支援を行うことは、大規模災害からの復旧・復興という公益性の高さからも妥当ではないでしょうか。

また、本県では、おくれが指摘されている土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定の完了を令和3年5月を目途に進めているところですが、指定によって、該当土地所有者が開発行為等の財産上の制約を受ける一方で、現行の各制度によるのり面への安全対策の事業適用を受けられる保障がないことを鑑みれば、少なくとも土砂災害が発生した場合に備えた支援メニューを創設することは、この区域指定を円滑に進めるための後押しともなります。さらに、他県においては、現行の各制度の対象外となるものに対し住戸数の要件を緩和するなど、独自の制度を設けているところがあります。例えば大分県には、保全人家1戸以上5戸未満、高さ5メートル以上、30度以上の傾斜地を対象とする崩壊対策事業があり、県において、市町村が実施する工事等の経費の10分の4を上限270万円まで持つようになっているようです。財源は一般財源を用いています。調べた限りでは、6つの県で類似の制度を設けていることがわかりました。

以上が制度創設の必要性、許容性からの御説明であります。

続いて制度の内容として、方向性を踏まえていただきたい7項目の説明をいたします。

1つ目は、今回の災害により、民地内で発生した土砂崩れを対象とすること、2つ目としては、本土砂崩れが現行の各制度による崩壊のり面への復旧・安全対策の事業採択を受けていないことです。これらは、今回の災害規模や、さきに述べた安全対策の必要性、個人の財産権とのバランスなどに鑑みながら、現行の各制度のはざまに置かれている県民への支援に踏み込むからであります。

3つ目としては、県内では独自の支援制度を有している市町村があることを踏まえて、有する市町村へは、制度の利用促進を後押しするための補助金の支出を、有していない市町村へは、制度の創設を後押しする補助金の支出を図ることです。県内の12市町では、現行の各制度の対象から外れる崖崩れ等に対する独自の制度を既に有しており、その内容としては、地形条件として2メートル以上の崖、補助限度額として50万円から750万円、補助率として工事費の3分の1から3分の2など、さまざまありますが、基本的な補助形態は土地所有者や被災者に対する助成となっています。

その一方で、例えば私の地元である千葉市には、現在のところ独自の支援制度がなく、さらに政令指定都市であることを理由として、県事業である小規模の治山事業の対象からも外れ、これに代替する制度も有しておりません。もっとも千葉市の来年度予算案においては、崖地の近接区域に居住する市民の移転助成や被災宅地の擁壁の改修、新設に要する経費補助の新規事業がそれぞれ1,555万円と596万円を計上されています。今回のものは、これらに続いて、今後、該当地域の住民の声を踏まえながら、崩壊のり面への安全対策の選択肢の幅や対象を広げるための後押しにつながっていくことを期待します。このように、3つ目の項目は各市町村の自主性や独自性に配慮しつつ、安全対策への支援の選択肢をふやすものであります。

4つ目として、本土砂崩れの土地所有者の意思により事業適用を選択できる方式を検討することです。これは、限られた財源のもとで個人の財産に公費を投入するため、相応の個人負担が伴うことを想定しているからであります。そして、のり面対策には、一般的なコンクリートによる擁壁の設置以外にも木材等を用いて段差をつくる方法や、のり面を緩やかにするために削る方法など、のり面の状況に応じてさまざまあることから、復旧・安全対策の方法、程度の選択と金銭的負担の兼ね合いのもとで、最終的には個人が主体的に判断をしてもらいたいと考えます。

5つ目としては、補助限度額及び補助率は、今回の災害における他の復旧・復興支援メニューとのバランスを考慮することです。これは、さきに述べた平時の安全対策全般としてではなく、実際に土砂災害が発生した場所に絞った特別な復旧支援として位置づけることと、個人の財産への公費投入の側面を考慮することです。

6つ目としては、応急処置、崩壊のり面への対策及び制度等についての助言や相談を受けることができる体制を構築することです。被災県民の多くは専門的知見のない素人であり、ブルーシートや土のうを活用した応急処置や崩壊のり面の安全策に関する技術的なアドバイス、相談を必要としている状況が今もあると伺っております。そして、過去の被災経験等で市町村間の対応能力に差があることもうかがえることから、広域行政としての県の役割を制度創設に合わせて期待するものであります。ぜひとも県民に寄り添う姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

7つ目は、将来の発災に対応できるように基金を活用するなど、今後も柔軟な利用を可能とする制度とすることです。これは将来の同規模の災害を勘案した公平性と迅速な支援の実現を考慮したものであります。

最後に、今回創設を求めている制度は、県民の安全確保のために必要となる災害復旧の1つに位置づけられるべきものですので、一日も早く実現をしなければなりません。そのため、現行の各制度における担当部署の所管を超えて、すなわち縦割り行政の枠を超え、部局横断的かつスピード感を持って取り組んでいただく必要がありますが、本決議はこのための議会の強力な後押しであります。これを受けまして、森田知事におかれましては、ぜひともリーダーシップを発揮し、一気に制度の創設を進めていただきたく、議員の皆様のご御理解と御賛同をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。お時間をいただきましてありがとうございます。（拍手）

2 くらしの安全・安心の確立

○高齢者福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課）

296,320千円

（既定予算とあわせ 394,120千円）

年々激甚化する風水害に備え、高齢者福祉施設における入所者等の安全を確保するため、災害対策・安全性確保を目的とした非常用自家発電設備等の整備を促進します。

〔補助対象〕 非常用自家発電設備、給水設備の整備に必要な工事費等

〔負担割合〕 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4（補助上限：なし、補助下限：総事業費 500万円）

○水防事業（河川環境課）

58,000千円（既定予算とあわせ 760,018千円）

近年、集中豪雨等による水害が多発していることを踏まえ、よりきめ細かに河川の状況を監視する必要があることから、危機管理型水位計の設置を進めることにより、水防体制の強化を図ります。

〔事業内容〕

・設置場所 水位周知河川及びその支川において浸水の危険性が高い場所

・設置台数 29基^①

○土砂災害警戒対策事業（河川環境課） 110,000千円（既定予算とあわせ 370,000千円）

令和元年度に全国で、土砂災害警戒区域の指定を予定していなかった区域でも土砂災害が発生したことを踏まえ、県内市町村からの情報提供などに基づき、危険箇所について追加の基礎調査を実施します。

〔事業内容〕

・土砂災害警戒区域指定に係る追加基礎調査 150ヶ所

○土砂災害対策支援事業補助金【新規】（河川整備課）

10,000千円

激甚災害においても、対象戸数が少なく既存の支援制度の対象とならない土砂崩落等対策工事について、市町村と協調して支援を行います。

〔補助対象〕 市町村

〔補助率〕 全体事業費の 1/6（補助上限：50万円）

土砂災害対策支援事業補助金（案）

予算額 10,000 千円

1 事業の目的・概要

令和元年度の激甚災害により土砂崩れが発生し、その後、二次災害の危険性があり、継続して居住することが危険な宅地で、既存の支援制度の対象とならない箇所において、再度の土砂崩れを防止するための対策工事を行う住民に対し、市町村と協調して支援を行います。

2 事業内容

[対象事業] 住民が実施する土砂崩れ対策工事

[補助先] 市町村

[補助率] 全体事業費の $\frac{1}{6}$ (補助上限：50 万円)

[補助要件]

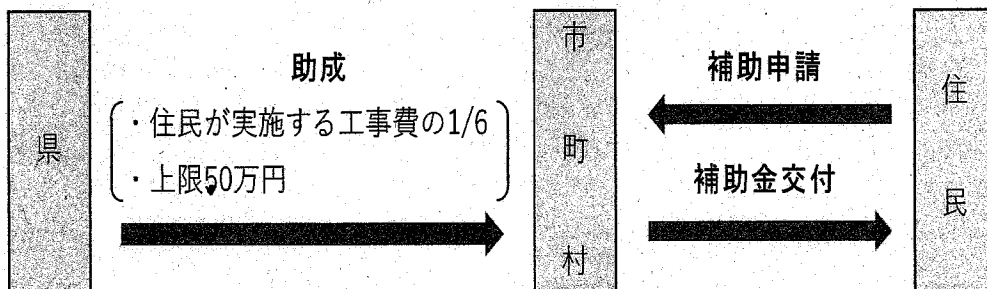
一部損壊住宅への補助上限額 50 万円とのバランスを考慮した

- ・令和元年度の激甚災害により発生した土砂崩れ対策であること
- ・がけ高 5m 以上、斜度 30 度以上の危険ながけに係る対策工事であること
- ⊙土砂崩れにより継続して居住することが危険であること → 判断権1村
- ・既存の県事業の支援対象になっていない土砂崩れであること 等

【想定スキーム】

市町村の補助制度（市町村 1/2、住民 1/2）に対し、県が 1/6 を上乗せ補助することで、住民負担を 1/3 に軽減

3 事業イメージ



【対策工事実施例】

